

● 企画委員会運営要綱

〔平成 17 年 10 月 4 日
日本学術会議第 1 回幹事会決定〕

改正 平成 18 年 2 月 13 日日本学術会議第 8 回幹事会決定

（組織）

第 1 企画委員会（以下「委員会」という。）は、会長、副会長及び各部の 2 名（うち 1 名は役員とする。）以内の会員をもって組織する。

（分科会）

第 2 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分 科 会	調査審議事項	構 成
年次報告等検討分科会	年次報告書の執筆・編集及び外部評価に関すること	副会長（日本学術会議会則第 5 条第 1 号担当）及び各部 1 名、計 4 名の会員

（庶務）

第 3 委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。

（雑則）

第 4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 13 日日本学術会議第 8 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。